

「補償すべき範囲」についての考え方（たたき台）

1. 補償についての基本的な考え方

どのような場合に権利者への補償が必要となるのかについては、様々な意見が挙げられた。

まず、補償が必要な理由について、私的複製により権利者に不利益が生じていることを理由とするのか、私的複製が権利制限されていることにより利益を得ているものがあることを理由にするのか、あるいはそもそも権利者が得ている対価に問題があることを理由にするのか、という点を明らかにする必要がある。

この点について、著作権法第 30 条第 1 項の権利制限規定がなければ起こり得ないであろう事柄をすべて対象にして補償の要否を考えるというアプローチは不適切であり、私的複製による直接的な影響をもとに補償の必要性を検討すべきであるとの意見が挙げられた。また、補償の要否を判断する上で、産業間の利益再分配をその理由とすることは不適切であるとの意見も挙げられた。これらを踏まえると、補償が必要となるのは、権利制限規定によって権利者に不利益が生じている場合であると考えられる。

次に、権利制限規定により権利者にどのような不利益が生じているのかという点について、個々の私的複製が微々たるもので権利者のビジネス上の不利益に直接結びつくものではなくとも、それらの複製が累積することによって、総体的に大量の複製が行われていれば、権利者に不利益が生じていると考えられるとの意見が示された。これに対して、権利制限規定により私的複製の制約を緩和し、消費者の利便性を高めることによって権利者もビジネスを行ってきたのであり、私的複製による不利益が権利者に生じているとは考えられないとの意見が挙げられた。また、購入した音楽を複製して様々なデバイスで視聴するという時代において、複製が大量に行われることは当然であり、これを不利益ととらえることは納得できないとの意見もあった。

この点について、第 30 条第 1 項の権利制限規定に基づき社会的に大量の複製が行われている以上、複製権を制限されている権利者に法的な不利益が生じていると言わざるを得ないものと考えられる。仮に、同項の権利制限規定に基づき私的複製が行えることが音楽コンテンツの購買意欲につながり、権利者の利益に資するという側面があったとしても、私的複製に対して権利行使が制限されていることは、権利者にとっての不利益であると法的には評価されることとなる。この不利益が、補償が必要な程度に存在しているか否かという点については、平成 4 年に私的録音録画補償金制度が導入された際に、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、デジタル技術の発達により社会全体としては大量の録音物・録画物が作成・保存されることとなり、権利制限の範囲内で行われているデジタル録音・録画について経済的補償の必要があると整理されたが、現時点でも社会的に大量の私的複製が行われている状況に鑑みれば、なお補償が必要な程度の不利益が権利者に生じていると考えられる¹。

¹ 「私的録音録画に関する実態調査報告書」（平成 26 年公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所）の結果を踏まえ、平成 26 年度第 3 回本小委員会において、国民全体（15～69 歳）の 1 年間

なお、サブスクリプションサービス等の私的複製を必要としない新たな音楽サービスの提供が増えていることから、私的複製の量は今後減少するのではないかとの指摘があるが、我が国ではいまだ8割以上がCD等のフィジカルの市場となっており²、現時点でも大量の私的複製が行われている状況にあるとの意見が示された。

このように、私的複製による不利益が権利者に生じていると評価できる以上は、原則として、権利者への補償が必要であると考えられる。私的録音録画に伴う権利者の不利益を補償するために導入された私的録音録画補償金制度が機能していない以上、比較法的に見ても射程の広い法第30条第1項の権利制限規定を維持するためには、権利者への補償制度を導入することが必要であるといえる。補償制度を整備しないという選択をとることにより、権利制限の範囲が狭まることは利用者にとっても望ましくなく、まずは、現行の第30条第1項の権利制限の範囲を維持することを前提とした上で、補償の在り方を検討することが適当である。

もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、すべての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのような補償制度を導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要であると考えられる。

なお、補償制度を構築する上では、社会的理解を得る必要があるが、総体として大量に私的複製が生じているという側面と、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないという側面とがある状況を踏まえると、そのための十分な議論と説明が必要である。

2. 音楽コンテンツの私的録音に係る「補償すべき範囲」について

(1) 議論の対象となる流通形態について

「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」において整理された音楽コンテンツの流通モデルごとに、契約実態と対価還元の現状を整理すると、以下のとおりである。

①パッケージ販売

パッケージを製作、流通、販売し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手したパッケージにはDRM技術が施されていないことから、消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この消費者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。

②ダウンロード型音楽配信

配信楽曲を配信事業者提供、公衆送信し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手した音楽データ

の音楽CDからの録音回数は約58億曲分である、との試算が浅石委員、椎名委員及び畑委員より報告されている。

² 「日本のレコード産業2016」（日本レコード協会発行）によると、CDパッケージの2015年生産実績が180,110百万円であるのに対して、2015年有料音楽配信売上実績は40,613百万円である。

にはDRM技術が施されていないことから、消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この消費者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。なお、消費者の利便性向上のため、多くの配信事業者は複数のデバイスに楽曲を配信するマルチデバイス・ダウンロードサービスを提供しており、このサービスを利用することで、他のデバイスで購入した楽曲が視聴できる状況にある。

③ストリーミング型音楽配信

配信楽曲を配信事業者に提供、公衆送信する利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。ストリーミングの際には、データ伝送経路に暗号をかけてデータが複製されないようなセキュリティ技術が施されていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、音楽コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

④パッケージレンタル

パッケージを製作、流通、貸与し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手したパッケージにはDRM技術が施されていないことから、消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この消費者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。

以上を踏まえると、コンテンツの入手後に消費者が私的複製を行うことができる、「パッケージ販売」、「ダウンロード型音楽配信」及び「パッケージレンタル」については、私的録音に係る補償の要否を議論する必要がある。

(2) 補償すべき範囲

どのような私的録音に補償の必要があるかどうかについて、論点を整理し以下のような検討を行った。

①複製目的による「補償すべき範囲」の切り分けについて

すべての流通形態に共通する論点として、一定の目的の下に行われた私的録音について、複製の性質に鑑み、補償は不要なのではないかという指摘があった。

第一に、自身が購入した音楽コンテンツを複数の機器で視聴するための私的録音については、いわゆるプレイシフトであり、当該行為によって売上が減少するわけではなく、権利者に不利益は生じていないため、補償は不要ではないかとの意見が挙げられた。この点について、プレイシフトを目的とした私的録音は私的録音録画補償金制度の創設時から補償の対象として整理されてきたものであり、この整理を覆す事情の変更が生じているわけではない。また、プレイシフトを目的とした場合であっても、私的複製が権利制限規定の下で行われている以上は、権利者に法的な不利益が権利者に生じているものと考えられる。

第二に、購入した音楽のバックアップのために行われる私的録音について、視聴のために行われているわけではなく、補償は不要ではないかとの意見が挙げられた。この点については、バックアップのための複製といえども、最終的にはマスターファイルを破損・紛

失した場合に視聴することを目的として行われるものであり、非享受利用であるとは言い難いのではないかと指摘があった。また、目的がバックアップであったとしても、複製を行っている以上は、著作権法上は著作物の利用と位置づけられ、これらの行為について権利が制限されているという点では権利者に法的な不利益が生じているといえる。

以上を踏まえると、プレイスシフトやバックアップを目的とする私的複製について、権利者に不利益が生じていないとは言い難く、いずれの場合も補償すべき範囲に含まれるものと考えられる。

②DRMの有無による「補償すべき範囲」の切り分けについて

DRMがかかっていない状況で提供されるコンテンツについては、私的複製が行われることを見込んで対価設定が行われているはずであり、補償の必要はないのではないかと、この意見が挙げられた。これは、長年にわたり私的複製が行われており、私的録音録画補償金制度が機能していないことを前提とすれば、私的複製の対価を含めてコンテンツの提供価格を設定することが経済的に合理的な判断であり、権利者が不利益を放置したままコンテンツを提供し続けているとは考えづらいことから、私的複製の対価は既に支払われているのではないかと、という意見である。

この指摘に対して、権利者からは、私的複製の対価をコンテンツの提供価格に上乗せすることはないとの反論があった。また、我が国においては、現在は機能をしていないとしても、私的録音に係る対価は私的録音録画補償金制度によって権利者に還元されるという制度的前提が存在しており、これを踏まえれば、提供価格に私的複製の対価を盛り込んでいるとの評価は妥当しないものと考えられる³。

③複製先がインターネットクラウドである場合について

インターネットクラウドへのコンテンツの複製についても、従来のMDやCDといった媒体からクラウドというインターネット上の領域に複製先が拡大したに過ぎず、補償の対象とすべきとの意見が挙げられた。この点について、本小委員会でも、平成26年度にクラウド上の私的な領域に自らのコンテンツを保存する行為については私的複製にあたり整理しており、これに基づけば、インターネットクラウドへの複製も補償の対象となり得ると考えられる。

④ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的複製について

ダウンロード型音楽配信サービスにより購入した音楽コンテンツについては、多くの場合、マルチデバイス・ダウンロードサービスにより私的複製を行わなくても複数の機器で購入した音楽コンテンツを視聴することが可能であることから、私的複製が行われることは稀ではないかと、この指摘が挙げられた。

これに対しては、マルチデバイス・ダウンロードサービスが提供されている場合でも、当該サービスの範囲外で私的複製が行われているとの意見があった。もっとも、コンテンツを購入して最初にダウンロードをする部分については、パッケージを購入する行為と同一視でき、音楽コンテンツの購入と一体に行われる複製であることから、補償の必要はな

³ 私的複製の対価をコンテンツの提供価格に含めて徴収することで権利者に対価を還元するということも方法論としては考えられるものであり、これを直ちに否定するものではない。

いと考えられる。

3. 動画コンテンツの私的録画に係る「補償すべき範囲」について

(1) 議論の対象となる流通形態について

「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」において整理された動画コンテンツの流通モデルごとに、契約実態と対価還元の現状を整理すると、以下のとおりである。

① パッケージ販売

パッケージを製作、流通、販売し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。パッケージには、DRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

② 無料放送

動画コンテンツを制作し、放送するまでの利用行為については、契約等により権利者への対価還元が行われている。無料放送番組においては、孫コピーを禁止し複製の回数を10回までに限定するダビング10を原則としたDRM技術が採用されており、この範囲であれば視聴者は自由に複製を行うことが可能となっている。この視聴者の行う私的録画に係る対価については、契約には含まれていない。

③ 有料放送

動画コンテンツを制作し、放送するまでの利用行為については、契約等により権利者への対価還元が行われている。有料放送番組においては、複製の回数を1回に限定するコピーワンスを原則としたDRM技術が採用されており、この範囲であれば視聴者は自由に複製を行うことが可能となっている（一部の番組では複製を禁止するコピーネバーのDRM技術が施されている）。この視聴者の行う私的録画に係る対価については、契約には含まれていない。

④ 動画配信

配信楽曲を配信事業者に提供、公衆送信する利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。配信形態としてはダウンロード型とストリーミング型が存在するが、いずれもDRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

⑤ パッケージレンタル

パッケージを製作、流通、貸与し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。パッケージには、DRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

以上を踏まえると、コンテンツの入手後に消費者が私的複製を行うことができる、「有料放送」及び「無料放送」については、当該私的録画に係る補償の要否を議論する必要がある。

(2) これまでの論点及び意見

動画コンテンツについては、「有料放送」及び「無料放送」の私的録画について論点を整理し、各論点について、以下のように意見が出された。

① 放送波を最初に録画する部分について、補償すべき範囲に含めるか否か。

- 多くの視聴者は、放送番組を同時視聴するのと同じように、番組をハードディスクに録画しタイムシフトをして視聴している。ハードディスクに録画された番組はあくまで視聴者が番組を視聴するためのものであり、権利者に不利益は生じない。
- タイムシフトとは、番組の視聴後に当該番組が消えるものであり、録画物が残存するのであれば、権利者に不利益が生じないとは言い切れない。

② 権利者がDRMを自由に選択できる場合に、選択されたDRMの範囲内で行われる私的録画について、補償すべき範囲に含めるか否か。

- 権利者がDRM技術を選択できない現状においては、補償金等の形で権利者への対価還元が必要となる。それができないのであれば、権利者が自由にDRMを選択できる環境を構築すべき。この場合においても、権利者がコピーネバーを選択しないときには補償の必要性がある。
- 選択肢の多少はあれ、何らかのDRM技術を選択できる以上は、権利者が私的複製の範囲をコントロールしていると評価するべき。
- 劇場映画については、劇場放映後の二次利用についてコピーネバーを原則としてビジネスを展開しているが、テレビ番組での放送についてのみ、ダビング10のルールゆえに権利者が私的複製をコントロールできない状況にある。
- 様々な制度制約や実社会の要請によってDRMが定められているというのが実態であり、権利者の自由意思でDRMを選択できるわけではないのではないか。このような実態や、個人の私的複製の態様を総合考慮して補償が必要な範囲を決めるべきである。

③ コピーネバーの運用が可能となっているペイパービューについて、補償すべき範囲に含めるか否か。

- 少なくとも映画については、コピーネバーを運用しているものについて補償を求めるものではない。